

瀬戸内市障害者等日常生活用具一覧表

	種目	価格 (単位：円)	対象者	性能等	身体 障害者	身体 障害児	知的 障害者	知的 障害児	精神 障害者	難病 患者等	耐用年数
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	154,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級 以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具 を附帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を有す るもの	○	○				○	8 年
	特殊マット	19,600	①身体障害 常時介護を要する下肢若し くは体幹機能障害 1 級の 18 歳以上の者又は下肢若しく は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 ②知的障害 重度又は最重度知的障害で 失禁のある者 ③難病患者等 寝たきりの状態にある者	しよくそうの防止、失禁等による 汚染又は損耗を防止するため マット(寝具)にビニール等の 加工をしたもの	○	○	○	○		○	5 年
	特殊尿器	67,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 1 級 で、常時介護を要する学齡 児以上の者 ②難病患者等 自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもの で、障害者等又は介護者が容 易に使用し得るもの	○	○				○	5 年
	入浴担架	82,400	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級 以上で、入浴に介助を要す る 3 歳以上の者	障害者を担架に乗せたままり フト装置により入浴させるも の	○	○					5 年

	体位変換器	15,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で自力で体位変換ができないため、介助者の支援を要する学齢児以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	介助者が容易に使用し得るもの	○	○				○	5 年
	移動用リフト	159,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	○	○				○	4 年
	訓練イス	33,100	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童であって、原則として 3 歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。		○					5 年
	訓練用ベッド	159,200	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の身体障害児	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの		○					8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を要する 3 歳以上の者 ②難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○				○	8 年(ゴム製品については 3 年)
	便器	4,450 (手すりをつける場合は 5,400 加算)	①身体障害 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 常時介助を要する者	次のいずれかに該当するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高さ	○	○				○	8 年

			を補うもの							
T 字状・棒状のつえ	木製(ニス塗装仕上げ) 2,270 軽金属(塗装なし) 3,100 夜光材付きとした場合は、410 円(全面に付した場合は、1,200 円)を加算する。	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	十分な強度と、適当な長さを持つもの	○	○					3 年
歩行支援用具	60,000	①身体障害 家庭内の移動等において介助を必要とする平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する 18 歳以上の者、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 ②難病患者等 下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等(難病患者等の場合は、歩行器を含む。)であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○				○	8 年
頭部保護帽	レディメイド 12,160 オーダーメイド 15,200	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で頻繁に転倒する 3 歳以上の者 ②知的障害 重度又は最重度知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	○	○	○	○			3 年
特殊便器	151,200	①身体障害	温水温風を出し得るもの及び	○	○	○	○		○	8 年

			<p>上肢障害 2 級以上で学齢児以上の者</p> <p>②知的障害 重度又は最重度知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p> <p>③難病患者等 上肢機能に障害のある者</p>	知的障害児・者を介助している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。								
火災警報器	15,500	<p>①身体障害 単一障害 2 級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害 重度又は最重度知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>③精神障害 精神障害 1 級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	○	○	○	○	○		8 年		
自動消火器	28,700	<p>①身体障害 単一障害 2 級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害 重度又は最重度知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	○	○	○	○	○	○	8 年		

			者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ③精神障害 精神障害 1 級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ④難病患者等 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯								
	電磁調理器	41,000	①身体障害 視覚障害視覚障害 2 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ②知的障害 重度又は最重度知的障害者のみの世帯又は属する世帯が知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、調理台等に組み込み式のもの除く。	○		○				6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	①身体障害 視覚障害 2 級以上で学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	○	○					10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	①身体障害 聴覚障害 2 級以上のみの世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	○						10 年
在宅療養	透析液加温器	51,500	①身体障害 腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析を行っ	透析液を加温し、一定温度に保つもの	○	○					5 年

等 支 援 用 具			ている3歳以上の者								
	ネブライザー	36,000	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上で 3歳以上の者 ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	○	○				○	5年
	電気式たん吸引器	56,400	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	○	○				○	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	①身体障害 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	○	○					10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者のみの世帯	障害者が容易に使用し得るもの	○	○					5年
	視覚障害者用体重計	18,000	①身体障害 視覚障害2級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯	障害者が容易に使用し得るもの	○						5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	①難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの						○	—
	情報・意思疎 携帯用会話補助装置	98,800	①身体障害 音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由があつて、発声又は発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	○	○					5年

通 支 援 用 具	情報・通信支援 用具	100,000	①身体障害 上肢障害 2 級以上又は視覚 障害で必要と認められる学 齢以上の者	上肢障害若しくは視覚障害に 対応した IT 機器関連周辺機 器及びアプリケーションソフト であって、障害児(者)が容 易に使用し得るもの(プロテ クター、プリンター等を附帯 することができる。)	○	○				6 年
	点字ディスプレ イ	300,000	①身体障害 視覚障害 2 級以上かつ聴覚 障害 2 級以上の重複障害者 で、点字を修得し必要と認 められるもの	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの	○	○				6 年
	点字器	標準型 A 10,720 標準型 B 6,800 携帯用 A 7,420 携帯用 B 1,700 (すべて点筆を含むも のとする。)	①身体障害 視覚障害 2 級以上かつ聴覚 障害 2 級以上の重複障害者 で、点字を修得しているも の	標準型 A(32 マス 18 行、両面 書真 ^{ちゅう} 録板製) 標準型 B(32 マス 18 行、両面 書プラスチック製) 携帯用 A(32 マス 4 行片面書 アルミニウム製) 携帯用 B(32 マス 12 行片面書 プラスチック製)	○	○				標準型 7 年 携帯型 5 年
	点字タイプライ ター	63,100	①身体障害 視覚障害 2 級以上で就学 し、又は就労している者	障害者が容易に操作できるも の	○	○				5 年
	視覚障害者用ポ ータブルレコー ダー	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750	①身体障害 視覚障害 2 級以上で学齢児 以上の者	音声等により、操作ボタンが 知覚又は認識でき、かつ、 DAISY 方式による録音並び に当該方式により記録された 図書の再生が可能な製品であ って、視覚障害者が容易に使 用し得るもの	○	○				6 年
	視覚障害者用活	115,000	①身体障害	文字情報と同一紙面上に記載	○	○				6 年

字文書読上げ装置		視覚障害 2 級以上で学齢児以上の者	された当該文字情報をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの							
視覚障害者用拡大読書器	198,000	①身体障害 視覚障害で、本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	○	○					8 年
視覚障害者用時計	10,300 音声時計の場合 13,300	①身体障害 視覚障害 2 級以上の者(音声時計は、原則として触知式時計の使用が困難な者)	障害者が容易に使用し得るもの	○						10 年
聴覚障害者用通信装置(FAX)	52,200	①身体障害 聴覚障害児・者又は音声機能若しくは言語機能障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上のものの属する世帯	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であって障害者が容易に使用し得るもの	○	○					5 年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900 (取付工事費等機器の設置に当たって派生的に発生する周辺経費は原則として自己負担とする。)	①身体障害 聴覚障害児・者のうち補聴器等によってはテレビの視聴が困難な者	字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの	○	○					6 年
人工内耳用電池	空気電池 2,000(月額) 専用充電電池 7,650 専用充電器 12,600	①身体障害 聴覚障害を有し、人工内耳を装用している者	人工内耳装用者が、人工内耳用に使用するもの	○	○					充電電池1年 充電器3年
人工喉頭	笛式	①身体障害	笛式 呼気によりゴム等の膜	○	○					笛式

		5,200 (気管カンニューレ付 の場合は、8,350) 電動式 70,100 (電池・充電機を含む。)	言語機能障害を有する者	を振動させ、ビニール等の管 を通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの 電動式 顎下部等に当てた電 動板を駆動させ、経皮的に 音源を構音化するもの							4年 電動式 5年
	点字図書	点字図書価格から一 般図書の購入価格相 当額を控除した額	①身体障害 情報の入手を点字によっ ている視覚障害を有する者	点字により作成され、月刊、 週刊等で発行される雑誌を除 いた図書	○	○					—
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具	蓄便袋 8,900(月額) 蓄尿袋 11,700(月額)	①身体障害 内部障害を有し、人工肛門 又は人工膀胱を設けている 者	ストマ用品であってストマを 造設した者が容易に使用し得 るもの。	○	○					—
	紙おむつ等	12,000(月額)	①身体障害 3歳以上であって、次のい ずれかに該当するもの (1) ストマの著しい変形又 はストマ周辺の著しい皮膚 のびらんのためストマ装具 を装着することができない 者 (2) 先天性疾患に起因する 神経障害による排尿機能障 害又は高度の排便機能障 害のあるもので、紙おむつ等 の用具類を必要とする者 (3) 脳性麻痺等脳原性運動 機能障害により排尿又は排 便の意思表示が困難な者	紙おむつ等 紙おむつ、サラ シ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装 具をいう。	○	○					—
	収尿器	男性用普通型 7,940 男性用簡易型 5,880	①身体障害 高度の排尿機能障害者	男性用 収尿器と蓄便袋で構 成し、尿の逆流防止装置を付 けるものとする。素材はラテ ックス製又はゴム製とする。	○	○					1年

		女性用普通型 8,760 女性用簡易型 6,080		女性用普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 女性用簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きであること。							
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	200,000 (設置に伴う住宅改修費を含む。)	①身体障害 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であつて障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要な工事	○	○				○	—

備考

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害とは、動脈血酸素分圧(PaO2)が60Torr以下又は経皮的動脈酸素飽和度(SpO2)が91%以下の障害をいう。
- 3 複合機能が附帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合は、日常生活用具給付対象としないものとする。
- 4 常時介護を要するとは、入浴、排泄、食事及びその他日常生活動作全般において介護を要する状態をいう。
- 5 寝たきりの状態にあるとは、1日中ベッド上での生活が主体で常時介護を要する状態が6か月以上続いていることをいう。
- 6 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 7 これに準ずる世帯とは、障害者等本人を除く世帯員全てが18歳未満の世帯をいう。